

社会福祉法人白子町社会福祉協議会
役員の報酬に関する規程

令和5年3月27日規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人白子町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第25条の規定により、役員の報酬等に関し必要な事項を定める。

(役員)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給及び算定方法)

第3条 役員には、業務等に応じて次のとおり報酬等を支給する。

(1) 本会会長(以下「会長」という。)については、月額22,100円を報酬として支給する。

(2) 会長以外の理事及び監事については、報酬を支給しない。

2 前項に規定するもののほか、役員には社会福祉法人白子町社会福祉協議会役員の費用弁償に関する規程(以下「費用弁償規程」という。)第3条第1項に規定する費用を弁償する。ただし、報酬が支給される役員については、同項の費用弁償は行わない。

3 役員が職務のため出張をしたときは、費用弁償規程第3条第2項に基づき旅費又は費用弁償を支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 会長に対する報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、その前日を支給日とする。

(報酬の日割り計算)

第5条 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年7月1日から施行する。

(会長に支給する費用弁償等に関する規程の廃止)

2 社会福祉法人白子町社会福祉協議会会長に支給する費用弁償等に関する規程(平成30年6月12日規程第4号)は、廃止する。